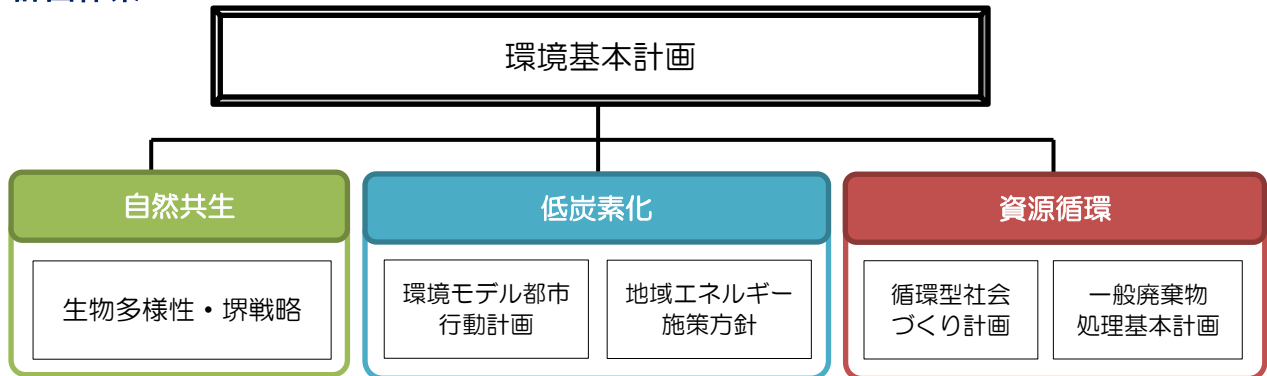


第5部 環境保全の総合的な推進

◆計画体系



◆堺市環境審議会

堺市環境審議会は、「堺市環境基本条例」に基づき設置されており、市長の諮問に応じて本市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議しています。平成26年度は、審議会を1回、部会を1回開催しました。

◆堺市廃棄物減量等推進審議会

堺市廃棄物減量等推進審議会は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7」及び「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第15条」に基づき、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的な事項を調査審議しています。なお、平成26年度は、審議会を3回、施設見学を2回開催しました。

◆堺市レッドリスト改訂懇話会

堺市レッドリスト改訂懇話会は、「堺市レッドリスト改訂懇話会開催要綱」に基づき開催し、堺市レッドリスト改訂にあたり対象とする分類群や選定方法、評価基準、カテゴリー、選定方針等について、また各掲載種の選定について広く意見を聴取しました。なお、平成26年度は4回開催しました。

◆堺市環境都市推進本部

「堺市環境基本条例」第22条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成9年7月に「堺市環境行政推進庁内会議」を設置、平成26年6月25日には、環境都市推進本部に統合しました。本部長を市長とし、委員は副市長及び局長級、幹事は各局・各区の総務担当課長としています。

◆堺市環境影響評価制度

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめ事業者がその影響を事前に調査・予測・評価するとともに、その結果を公表して住民等の意見を聴き、環境保全措置を講じようとするものです。

平成18年12月に「堺市環境影響評価条例」を制定し、平成19年度には、本市独自の事前配慮指針、技術指針及び同条例施行規則を定め、平成20年4月1日に環境アセスメント制度を全面施行しました。

その後、社会状況の変化や運用上の課題などに対応するため、平成24年9月に条例改正を行い、平成25年4月1日から施行しています。